

地 発第 0121011 号
基監発第 0121001 号
職開発第 0121001 号
職保発第 0121002 号
職外発第 0121001 号
能外発第 0121001 号
平成 21 年 1 月 21 日

都道府県労働局
総務部長 殿
労働基準部長 殿
職業安定部長 殿

厚生労働省

大臣官 房 地 方 課 長
労働基準局監 督 課 長
職業安定局雇 用 開 発 課 長
職業安定局雇 用 保 険 課 長
職業安定局外 国 人 雇 用 対 策 課 長
職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長

経済情勢の悪化による技能実習生の解雇等への対応について

現下の厳しい経済情勢の中、開発途上国等への技能移転を図ることを目的として我が国に受け入れられている技能実習生に関しても、技能実習の実施期間の途中で解雇等がなされ、その生活に重大な影響を与えるとともに、技能実習制度の本来の目的が達せられない等の問題が生じているところである。

については、技能実習生に係る不適切な解雇等を予防する等により技能実習制度の円滑かつ適正な実施を確保することが重要であることから、下記に留意の上、労働局内の関係部署が連携して技能実習生の解雇等の事案への適切な対応に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 技能実習生に係る不適切な解雇、雇止めの予防等
(1) 不適切な解雇、雇止めの予防等のための啓発指導等

技能実習生について、解雇や雇止め、労働条件の切下げ等がなされる場合は、日本人労働者と同様に、労働基準法等で定める法定労働条件が確保されなければならない。また、労働契約法や裁判例等に照らしても適切な取扱いが行われなければならないものであること。特に、技能実習生は、在留期間に限りがあるため有期労働契約により雇用されている場合が一般的であるが、有期労働契約により雇用されている技能実習生については、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間中に解雇できないものであること（労働契約法第17条第1項）。

さらに、技能実習生は、一定期間の技能実習を実施することにより開発途上国等への技能移転を図ることを目的として我が国に受け入れられているものであり、受入れ企業は、予定された技能実習期間中の技能実習生の雇用の確保及び技能実習の継続に最大限努める必要があるものであること。

したがって、技能実習生に係る不適切な解雇や雇止めの予防等のための啓発指導及び相談対応に当たっては、平成20年12月9日付け地発第1209001号・基発第1209001号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」（以下「局長通達」という。）記の1及び2（1）により対応するほか、技能実習制度においては受入れ企業が技能実習の継続に最大限努める必要があることについても受入れ企業等に十分に説明すること。

（2）各種助成制度の活用

技能実習生については、上記（1）のとおり、本来、予定された技能実習期間中を通して技能実習が継続的に実施されるべきものであるが、受入れ企業が、その事業活動の縮小等に伴い、やむを得ず技能実習生について、休業を実施せざるを得ない場合は、中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金の助成対象となる可能性があるため、その旨を教示すること。

（3）リーフレット等の活用

上記（1）及び（2）の受入れ企業等への説明にあたっては、既に配布しているパンフレット「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」等に加えて、別添のリーフレット「外国人研修生・技能実習生を受け入れている事業主の皆様へ」を活用すること。

（4）情報収集と迅速な対応

技能実習生に係る大量整理解雇等の情報を把握した場合には、局長通達記の2（3）に基づき、迅速な情報収集を行うとともに必要な指導を行うこと。

さらに、必要に応じて、上記（1）と同様に、技能実習制度においては受入れ企業が技能実習の継続に最大限努める必要があることについても十分に説明すること。

また、財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）等関係機関との連携を図り、情報収集に努めること。

2 受入れ企業における技能実習の継続が不可能となった場合等の取扱い

(1) 技能実習の継続が不可能となった場合等の啓発指導等

受入れ企業が技能実習の継続に最大限努めたにもかかわらず、倒産等により技能実習生が解雇されるなど技能実習の継続が不可能となった場合には、法務省が定めた「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（以下「法務省指針」という。別紙1参照）において、技能実習生が技能実習の継続を希望するときには、受入れ企業は、JITCO等関係機関の協力・指導等を受けるなどして新たな受入れ企業を探す必要があるとされていること。

したがって、受入れ企業、受入れ団体等から、技能実習の継続が不可能となったことに係る相談が寄せられた場合には、法務省指針の内容について教示するとともに、受入れ企業が受入れ団体と協力して努力を尽くしても新たな受入れ企業を見つけられない場合等には、JITCOに協力を求めるよう啓発指導を行うこと。

また、技能実習生から技能実習の継続が不可能となったことに係る相談が寄せられた場合には、受入れ企業に対して、受入れ団体、JITCO等関係機関の協力・指導等を受けるなどして新たな受入れ企業を探すよう、啓発指導を行うこと。

なお、法務省指針においては、技能実習移行前の研修生についても同様に、受入れ企業及び受入れ団体がJITCO等の協力を受けるなどして新たな受入先を探す必要があるとされていることから、これについても必要に応じて情報提供を行うこと。

(2) 外国人雇用状況届による状況の把握と適切な指導等

技能実習生についても外国人雇用状況の届出の履行確保に努めること。特に、技能実習生の離職に係る届出がなされた場合に、雇用保険被保険者資格喪失届に記載された喪失原因等から解雇又は雇止めが疑われる場合については、上記(1)のとおり、事業主には、新たな受入れ企業を探す必要があることが法務省指針に規定されていることを周知・指導するとともに、労働基準行政等の関係部署に必要に応じて情報提供を行うこと。

(3) 雇用保険制度の運営

技能実習生については、受入れ企業との間に雇用関係があるため雇用保険の適用を受けるものである。このため、受入れ企業の倒産等により技能実習の継続が不可能になった技能実習生については、JITCO等とも必

要に応じて連携を図りつつ、当該技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、雇用保険の取扱いに遺漏のないよう、迅速かつ的確な対応を図ること。

3 J I T C Oにおける対応

J I T C Oにおいては、研修・技能実習制度が適切に運営されるよう以下の対応を実施するものであることから、上記1及び2の対応に当たり参考とすること。

(1) 技能実習継続のための支援

受入れ企業及び受入れ団体が、技能実習生の技能実習を継続するために努力してもなお、新たな受入れ企業を見つけられない場合には、受入れ企業及び受入れ団体の申出等に基づき、新たな受入れ先の開拓、情報提供等の支援を行うこととしていること（法務省指針及び平成5年4月5日付け厚生労働大臣公示「技能実習制度推進事業運営基本方針」（別紙2参照）参照）。なお、研修生についても同様である。

(2) 労働関係法令等の周知啓発

巡回指導や相談対応の機会を捉えて、受入れ企業等に対し、制度の目的や労働契約法等を踏まえ技能実習の継続に最大限努めるよう指導を行っているほか、技能実習生を受け入れているすべての受入れ団体に、リーフレットを送付し、受入れ団体の傘下の受入れ企業に対する労働関係法令等の周知徹底を依頼する予定であること。

(3) 相談体制の拡充

- ① J I T C O本部及び17地方駐在事務所に経済状況悪化緊急相談窓口を設置し、受入れ企業及び受入れ団体等からの相談に応じることとしていること。
- ② J I T C O本部における外国人研修生・技能実習生を対象とした母国の言語での相談について、相談時間の延長等を図り、相談体制の充実を図ることとしていること。

(4) 関係行政機関連絡会議

J I T C O地方駐在事務所が主催する関係行政機関連絡会議により関係行政機関との連携を図り、円滑な問題対応を行うこととしていること。

○ 研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(抄)

(平成19年12月 法務省入国管理局)

第2 適正な研修の実施について

3 適正な入国・在留のための留意点

(5) 倒産等により研修が継続できなくなった場合の取扱い

第二次受入れ機関が倒産等して、研修が継続できなくなる場合があります。

このような場合であっても、研修生が引き続き研修を行うことを希望し、適正な研修を実施する体制を有していると認められる他の機関に受け入れられるときは、引き続き在留が認められます。したがって、研修を継続できなくなった機関が受け入れていた研修生が、研修の継続を希望している場合には、当該機関は、その旨を地方入国管理局等に申し出るとともに、財団法人国際研修協力機構（以下、「JITCO」といいます。）等関係機関の協力・指導等を受けるなどして、新たな受入れ機関を探す必要があります。

第3 適正な技能実習の実施について

2 適正な在留のための留意点

(4) 倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の取扱い

実習実施機関が倒産等して、技能実習が継続できなくなる場合があります。

このような場合であっても、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望し、適正な技能実習を実施する体制を有していると認められる他の機関に雇用される場合は、引き続き在留が認められます。したがって、技能実習を継続できなくなった機関が雇用していた技能実習生が、技能実習の継続を希望している場合には、当該機関は、その旨を地方入国管理局等に申し出るとともに、JITCO等関係機関の協力・指導等を受けるなどして、新たな実習実施機関を探す必要があります。

○ 技能実習制度推進事業運営基本方針(抄)

(平成5年4月5日厚生労働大臣公示)

(平成20年7月28日最終改正)

Ⅱ 各論

12 技能実習の継続が不可能となった場合の取扱い

- (1) 技能実習の継続が不可能となった場合には、受入れ企業等は、自ら又は受入れ団体を経由して直ちにその旨を(財)国際研修協力機構に報告するものとする。
- (2) 技能実習の継続が、受入れ企業等の倒産、受入れ企業等が不正行為認定を受けたこと等により不可能になった場合において、技能実習生に責がなく、かつ本人が継続して実習を希望するときには、(財)国際研修協力機構において、関係機関・受入れ団体と協議しつつ、必要に応じて公共職業安定所とも連携を図りながら、当該技能実習生が他の企業等で技能実習を継続することが可能となるように努力するものとする。

外国人研修生・技能実習生を 受け入れている事業主の皆様へ

急激に悪化した現下の経済情勢においても、研修生・技能実習生が当初の研修・技能実習計画を全うして帰国することができるよう最善の努力をお願いします。

I 新たな研修生の受入れについては、慎重に判断してください

- 新たに研修生の受入れを予定する受入れ団体・受入れ企業におかれては、受入れ企業の事業運営の正確かつ確実な見通しに基づいて慎重にその受入れの判断を行ってください。

II 研修・技能実習が当初の計画どおり実施できるよう最大限努力してください

- 外国人研修生・技能実習生は、我が国において、技能の修得を目的として来日し、研修契約・雇用契約を締結しているため、**受入れ企業においては、外国人研修生・技能実習生が、当初の研修・技能実習計画を全うして帰国することができるよう最大限の努力をする必要があります。**
- 外国人技能実習生は、我が国の労働法令の適用を受けるものであり、有期労働契約の場合、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできません。

～「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」 I 解雇・雇止めの部分を参照下さい～

～～ 事業活動の縮小等に伴い、やむを得ず技能実習生について短期間の休業等を実施せざるを得ない場合、その費用を助成する制度があります ～～

III 労働条件の一方的な不利益な変更は認められません

- 労働条件を変更する場合には、技能実習生に対して、その事情を懇切・丁寧に説明して、**同意を得ることが原則です。**

～「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」 II 労働条件の変更の部分を参照下さい～

Ⅳ やむなく受入れの中断をした場合、新たな受入先の確保に取り組んでください

- 研修・技能実習の継続に最大限努めたにもかかわらず、やむを得ず受入れを中断する場合には、研修生・技能実習生に対して、懇切・丁寧に説明した上、その旨を地方入国管理局等に申し出るとともに、**新たな受入れ機関を探する必要があります。**
- **新たな受入れ機関が見つからない場合には、(財)国際研修協力機構(JITCO)に連絡し、協力・指導等を受けて下さい。**
- やむを得ず技能実習生を離職させる場合には、**労働関係法令を遵守の上、当該外国人の氏名、在留資格等をハローワークへ届け出ることが義務付けられています。**

～「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」 I 解雇・雇止めの部分を参照下さい～

Ⅴ 技能実習生のセーフティネットについて、適切な手続・必要な援助を行ってください

セーフティネット(労働・社会保険)は**技能実習生にも等しく適用**されます。

— これらへの加入は事業主の義務です —

JITCOの緊急相談窓口

TEL 03-6430-1111

札幌 011-242-5820
水戸 029-233-2275
千葉 043-245-2327
新潟 025-282-3858
長野 026-233-5180
名古屋 052-934-3932
松江 0852-32-3501
高松 087-826-3748/3749
福岡 092-414-1729

仙台 022-299-8420
宇都宮 028-627-6970
東京 03-6430-1190
富山 076-442-1496
静岡 054-250-0032
大阪 06-6344-9521/9522
広島 082-224-0253/0254
松山 089-931-1162

各駐在事務所の相談窓口